

□□□地域材活用木造住宅振興事業について□□□

株式会社 河米工務店

「地域材活用木造住宅振興事業」は、地域材を活用する木造住宅を振興するため、都市部の大消費地等における地域材を活用した展示住宅の整備や地域材活用に関する技術研修への助成を行う事業者向けの国土交通省の補助事業です。

補助の要件は、産地証明等がなされている地域材の使用、高い普及効果が見込まれること、当該展示住宅を活用した実務者への啓発、の以上3点です。補助の対象となる費用は主体工事費（建築主体の工事に要する費用をいう。ただし、建築主体と分離して設けられる受水槽、煙突その他これらに類する工作物の設置工事に要する費用を除く。）屋内電気設備工事費、屋内ガス設備工事費、屋内給排水設備工事費は、補助対象となりません。

平成22年1月13日から2月15日の間に応募の受付があり、全体で約1,300件の応募がありました。平成22年5月17日付けで弊社の計画が採択決定されました。実績報告は平成23年2月28日までとなっています。

建物の規模、仕様等についての審査はなく、詳細な見積書が必要な訳でもありませんので、自由に計画はできます。展示期間によって補助金額も変わります。展示期間は、最短で1年間、最長で7年間です。展示期間が長いほど補助率も上がりますが、展示住宅維持費もまた必要となってきます。展示期間の間、善良な管理者の注意をもって管理するほか、補助対象となる木造展示住宅を補助金交付の目的以外に使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、支援係の承認を受けなければなりません。原則的に禁じられています。ちなみに弊社展示住宅は、7年間で計画しましたが、この建物を様々なことで活かそうとするとあまりにも7年は長すぎるのではないかと、補助金が目当てなのではなく、地域材を活用することが大事なことなのではないかと、とただいま検討中です。